

VE提案審査委員会設置要領

(目的)

第1条 本市が発注する建設工事において、入札時又は契約後に建設費縮減提案等を受け付ける契約方式（「VE方式」）の試行にあたり、提案の有効性等の評価を行うため、VE提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) VE提案を求める範囲の検討に関すること。（入札時VEに限る。）
- (2) 提出されたVE提案の採否についての審査に関すること
- (3) 提出されたVE提案等（企業からのVE提案及び同提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等の評価を含む。）の評定に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

委員	都市整備局次長 財政局契約部長 財政局契約部工事契約課長 都市整備局技術管理課長 都市整備局技術管理課建築管理担当課長
----	-------------------------------------------------------------------------

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ次の者をもって充てる。

委員長	都市整備局次長
副委員長	財政局契約部長

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員長が必要と認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

6 臨時委員は、審査事項の審査を終了したときにその身分を失う。

7 委員長は、委員会での説明者として、当該工事の担当部長及び担当課長の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 第2条(3)で定めるVE提案等の完成時評定に際し、緊急でやむを得ない事情により委員会を開催することができない場合は、委員長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、これを委員会に報告しなければならない。

(関係職員の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 委員長は、必要に応じてアドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(VEチーム)

第7条 VE提案の採否についての審査を行うにあたり、委員会に諮る事項の検討を行わせるため、委員会にVEチームを置く。

2 VEチームの構成員については、委員長が所属長に対して参加の要請をする。

3 VEチームにチームリーダーを置く。チームリーダーは、VEチームに属する者から、委員長が指名する者をもって、これに充てる。

4 チームリーダーは、VEチームの事務を総理する。

5 チームリーダーは、VEチームにおいて検討した事項について委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備局技術管理課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要領に定めるものほか、委員会の運営にあたり必要となる事項については、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月16日から施行する。

この要領は、平成19年8月16日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。